

届出手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1, 0 0 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び 求人と求職の照合その他紹介のサービス に付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該 求職者の就職後 1 年間で支払われた賃 金の 5 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりませんので、別途消費税相当分がかかります。

求人を受け付ける際の手数料は月 3 回までとする。

第二種特別加入保険料に充てるべき額	手数料の額
個人家庭において、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項」に規定する介護関係業務に従事する作業その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係る作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係る第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。 （ただし、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る）	支払われた賃金の 0. 5 5 % （消費税相当分を含む） に相当する額。 手数料負担者は 求人者 とします。

平成 3 0 年 4 月 1 日改定

許可番号	1 3 - ユ - 0 7 0 1 5 6
事業所の名称及び所在地	株式会社 モテギ
	代表取締役 茂木 芳枝
	東京都渋谷区代々木 2 - 2 6 - 1